◆　いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した
（暴力行為、からかい、死ね等の言葉など）

通報・相談を受けた
（本人、他の児童、保護者などから）

その場で制止・指導
軽視・見て見ぬふりしない

真摯に傾聴
軽視・後回しにしない

「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告
校長・教頭・教務主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・
当該児童の担任と学年主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
・子ども応援委員会コーディネーターなど

◆情報の共有
↓
◆対応策の検討・協議・決定
↓
◆関係児童に関する情報収集
↓
◆関係児童への事情聴取
↓
◆いじめの有無の確認
↓
いじめの認知・判断

重大事態

◇病院搬送等**応急処置**
◇**教育委員会**への一報
◇**子ども応援委員会**との連携
◇**警察・法務局等**への相談通報
（校長・教頭）
◇緊急アンケートの実施
（教務主任・生活指導主任）

ネット

◇**教育委員会**への一報
→委託業者への相談
◇**警察・関係機関**への相談
（校長・教頭）

- ◆　被害・加害者児童の保護者への連絡・家庭訪問（担任・教務主任）
- ◆　被害者児童の安全確保・心のケア（養護教諭・スクールカウンセラー）
- ◆　加害者生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置
（学年主任･生活指導主任・スクールカウンセラー）
- ◆　観衆・傍観者への指導（学年主任・生活指導主任）
- ◆　状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭）
- ◆　客観的な事実（聞き取りの内容等）を、時系列で正確に記録（教務主任等）
- ◆　子ども応援委員会との連携（子ども応援委員会コーディネーター）

一定の解消

→ 継続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組